



51.9%

パートタイム労働法 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」 の改正（平成20年4月1日施行）のポイント

1 労働条件についての明示が義務化（改正法第6条）

パートタイム労働者を雇い入れる際、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書等で明示することが義務化されました。

2 パートタイム労働者の待遇はその働きや貢献に応じて決定

<賃金>（改正法第9条）

正職員等通常の労働者との均衡を考慮し、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案することが努力義務化されました。

<教育訓練>（改正法第10条）

通常の労働者と職務の内容が同じ場合は、通常の労働者に行う職務の遂行に必要な教育訓練について、既に必要な能力を有している場合を除きパートタイム労働者にも行うことが義務化されました。

<福利厚生施設>（改正法第11条）

健康の保持や業務を円滑に遂行するための福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）について、パートタイム労働者にも利用の機会を提供するよう配慮することが義務化されました。

<差別的取扱いの禁止>（改正法第8条）

通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者のすべての待遇について、パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されました。

3 待遇の決定に当たって考慮した事項について説明することが義務化

（改正法第13条）

雇い入れ後パートタイム労働者から求められたとき、そのパートタイム労働者の待遇を決定するに当たって考慮した事項を説明することが義務化されました。

4 パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンス（改正法第12条）

通常の労働者への転換を推進するための措置を講じることが義務化されました。

5 パートタイム労働者と事業主の苦情・紛争の解決の促進

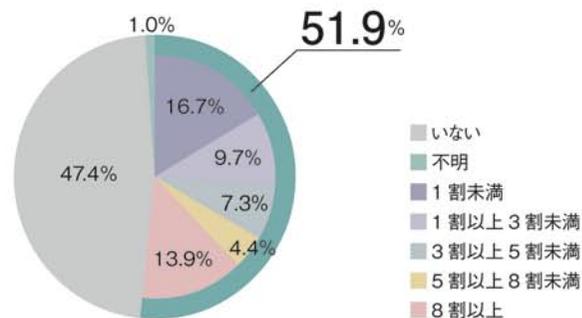
（改正法第19条、第21条、第22条）

パートタイム労働者からの苦情の申し出を受けたときは、事業所内で自主的な解決を図ることが努力義務化されるとともに、紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、均衡待遇調停会議による調停が設けられることになりました。

Part-time



職務がほとんど同じパート等労働者の有無



パートタイム労働法改正

厚生労働省が行った、「平成18年パートタイム労働者総合実態調査」の結果では、51.9%の事業所が、「職務が正社員とほとんど同じパート等労働者がいる」と回答しており、そのうちの77.2%で、パート労働者の方が賃金が低いという結果が出ています。

平成13年の調査では、前者については40.7%となっており、年々正社員とあまり変わらない業務につく

パート等労働者の割合が増えていることがうかがわれます。

このような中、パート労働者の待遇について、正社員との働き方の違いに応じて均衡を図ることを柱として、パートタイム労働法（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律）が改正され、平成20年4月1日より施行されています。この改正の中で、正社員と同様の仕事をしているパート労働者には、すべての待遇について、パート労働者であることを理由とした差別的な取り扱いが禁止されるとともに、正社員への転換を推進するための措置を講じることも義務化されました。

一方で、同調査によると、パート労働者のうち、女性が占める割合は74.4%と圧倒的に高く、背景には出産、子育て、介護等により女性がやむなく離職し、正社員としての再就職が難しいという現状があります。そしてこれらのことが、男女間での勤続年数の差につながり、昇級・昇格、そして賃金格差の原因となっているとも言えます。

今回の改正がきっかけとなり、正社員と同じように働くパートタイム労働者が正社員になれたり、正社員と変わらない待遇で働くことができることにつながることを期待されます。女性が多いパートタイム労働者の待遇が正社員と均等になれば、男女間の賃金格差の解消にもつながるのではないのでしょうか。

また、仕事のみ専念する働き方を見直し、仕事と家庭生活や地域活動等をバランスよく両立しようという、ワークライフバランスの考え方が注目を集めています。パートタイムという働き方は、仕事と生活の調和にもつながる働き方なのです。